



福島医発第188号(地)

平成22年4月19日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

精神障害者地域移行支援特別対策事業実施要綱の一部改正について

精神障害者地域移行支援特別対策事業につきましては、「精神障害者地域移行支援特別対策事業実施要綱」により実施されているところであります。

今般、精神障害者の地域生活への移行支援にとどまらず、地域生活移行後の地域への定着支援も行う事業へ見直しを図ったことに伴い、本要綱が一部改正され、平成22年4月1日より適用となった旨、日本医師会より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご丁知の上、関係医療機関等への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

精神保健担当理事 福富稔明
会長 蒲池 壽

(地Ⅲ1)

平成22年4月7日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事

三上 裕司



精神障害者地域移行支援特別対策事業実施要綱の一部改正について

時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、精神障害者地域移行支援特別対策事業につきましては、「精神障害者地域移行支援特別対策事業実施要綱」により実施されているところであります。

今般、精神障害者の地域生活への移行支援にとどまらず、地域生活移行後の地域への定着支援も行う事業へ見直しを図ったことに伴い、本要綱が一部改正され、平成22年4月1日から適用されることから、別添のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長より、各都道府県知事等宛に通知が出され、本会に対しても、周知、協力方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

大

写

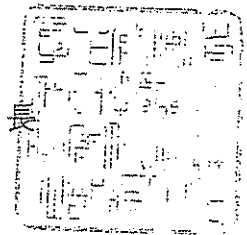
障発0330第19号

平成22年3月30日

各〔都道府県知事〕
〔指定都市市長〕 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長



精神障害者地域移行支援特別対策事業実施要綱の一部改正について

精神障害者地域移行支援特別対策事業については、平成20年5月30日付け障発第0530001号当職通知の別紙「精神障害者地域移行支援特別対策事業実施要綱」により実施しているところであるが、今般、精神障害者の地域生活への移行支援にとどまらず、地域生活移行後の地域への定着支援も行う事業へ見直しを図ったことに伴い、別添新旧対照表のとおり一部改正し、別紙により平成22年4月1日から適用することとしたので通知する。

新旧対照表

改 正 後	現 行
別紙 精神障害者<u>地域移行・地域定着支援事業実施要綱</u> 1. 目的 精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、<u>関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する。</u> 2. 実施主体 本事業の実施主体は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。 なお、都道府県は、中核市で事業を実施した方が適切に事業実施できる場合については、<u>中核市に事業の一部を委託することができるものとする。ただし、平成22年度に限り、指定都市に事業の一部を委託することもできるものとする。</u> また、都道府県等は、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。 3. 圏域 都道府県等は、本事業を行うにあたり、二次医療圏域などを踏まえ、適切な圏域を設定することとする。 4. 事業内容等 (1) 地域移行支援事業 ア 協議会の設置 都道府県等（委託して実施する場合は当該委託先の実施主体を含む。以下同じ。）は、<u>地域移行支援に関する以下に掲げる業務を行うため、都道府県、市町村、精神科病院の医師、福祉サービス事業者、ピアサポーター等で構成する協議会（既存の協議会を活用することも妨げない。）を設置するものとする。</u> なお、協議会を運営するに当たっては、都道府県自立支援協議会や地域自立支援協議会との連携を図ることとする。 (ア) 客観的な視点に立った対象者の決定（<u>対象者本人の同意に基づき病院・施設等と退院・退所について合意を得るなど十分に調整</u>	別紙 精神障害者<u>地域移行支援特別対策事業実施要綱</u> 1. 目的 障害福祉計画に基づく受入条件が整えば退院可能な精神障害者（以下「<u>退院可能精神障害者</u>」という。）の<u>減少目標値の着実な達成を目指し、病院・施設等と連携し、精神障害者の地域生活への移行に向けた支援を推進する。</u> 2. 実施主体 本事業の実施主体は、都道府県とする。 なお、指定都市又は中核市で事業を実施した方が適切に事業実施できる場合については、<u>指定都市又は中核市に事業の一部を委託することができるものとする。</u> また、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。 3. 圏域 都道府県は、本事業を行うにあたり、二次医療圏域などを踏まえ、適切な圏域を設定することとする。 4. 事業内容等 (1) 協議会の設置 都道府県（委託して実施する場合は当該委託先の実施主体を含む。以下同じ。）は、以下に掲げる業務を行うため、都道府県、市町村、精神科病院の医師、福祉サービス事業者、ピアサポーター等で構成する協議会（既存の協議会を活用することも妨げない。）を設置するものとする。 なお、協議会を運営するに当たっては、都道府県自立支援協議会や地域自立支援協議会との連携を図ることとする。 (ア) 客観的な視点に立った対象者の決定（<u>病院・施設等と退院・退所について合意を得るなど十分に調整を図った上で行うこと。</u>）

改 正 後	現 行
を図った上で行うこと。) (イ) 体制整備のための調整 (ウ) 困難事例の解決に向けた調整 (エ) 事業の評価（地域における支援体制等に関する課題が明らかになった場合には、地域自立支援協議会に報告するなど、課題解消に向けた方策を検討するよう努めること。) (オ) <u>地域移行支援の推進のために必要な研修の企画及び実施（精神障害者に対する支援を実施したことのない障害福祉サービス事業者、介護サービス事業者（ホームヘルプ等）に対して地域移行支援に必要なノウハウや知識を提供する研修、ピアサポーターの育成に関する研修等）</u> (カ) <u>その他地域移行支援の実施に当たって必要な事項</u> イ 地域体制整備コーディネーターの配置 都道府県等は、精神保健福祉士又はこれと同等程度の知識を有する者のうち、精神障害者の地域生活への移行に必要な体制整備の総合調整の能力を有する者を地域体制整備コーディネーターとして、<u>各圏域の相談支援事業者等に1名以上配置するものとする。</u> <u>地域体制整備コーディネーターは、主に以下のような業務を行う。</u> (ア) 圏域の市町村、病院及び福祉サービス事業者等の関係機関に対する周知等、本事業の円滑な実施のための体制整備に向けた調整 (イ) 病院・施設等の関係機関に対する本事業への参加等必要な協力の要請及び地域の資源に係る情報提供、資源開発等に関する病院・施設等からの要請への対応 (ウ) 下記ウの地域移行推進員（以下同じ。）と連携した各圏域市町村における必要な事業、資源（インフォーマルなものを含む。）の点検・開発に関する助言、指導 (エ) 地域移行推進員が作成する個別支援計画（以下「個別支援計画」という。）への必要な助言・指導 (オ) 個別支援計画に基づき地域移行推進員が実施する支援に対する必要な助言・指導 (カ) 複数圏域にまたがる課題の解決に関する助言 (キ) 関係者と協働した研修、シンポジウム等の企画、調整など地域移行に向けた普及啓発の推進 等 ウ 地域移行推進員の配置 都道府県等は、精神保健福祉士又はこれと同等程度の知識を有する者を、<u>地域移行支援対象者の個別支援等に当たる地域移行推進員として、各圏域の相談支援事業者等に配置するものとする。</u>	(イ) 体制整備のための調整 (ウ) 困難事例の解決に向けた調整 (エ) 事業の評価（地域における支援体制等に関する課題が明らかになった場合には、地域自立支援協議会に報告するなど、課題解消に向けた方策を検討するよう努めること。) (オ) <u>その他本事業の実施に当たって必要な事項</u> (2) 地域体制整備コーディネーターの配置 都道府県は各圏域に1名以上精神保健福祉士又はこれと同等程度の知識を有する者のうち精神障害者の地域生活への移行に必要な体制整備の総合調整の能力を有する者を地域体制整備コーディネーターとして相談支援事業者等に配置し、<u>主に以下のような業務を行う。</u> (ア) 圏域の市町村、病院及び福祉サービス事業者等の関係機関に対する周知等、本事業の円滑な実施のための体制整備に向けた調整 (イ) 病院・施設等の関係機関に対する本事業への参加等必要な協力の要請及び地域の資源に係る情報提供、資源開発等に関する病院・施設等からの要請への対応 (ウ) 下記（3）の地域移行推進員（以下同じ。）と連携した各圏域市町村における必要な事業、資源（インフォーマルなものを含む。）の点検・開発に関する助言、指導 (エ) 地域移行推進員が作成する個別支援計画（以下「個別支援計画」という。）への必要な助言・指導 (オ) 個別支援計画に基づき地域移行推進員が実施する支援に対する必要な助言・指導 (カ) 複数圏域にまたがる課題の解決に関する助言 (キ) 関係者と協働した研修、シンポジウム等の企画、調整など地域移行に向けた普及啓発の推進 等 (3) 地域移行推進員の配置 対象者の個別支援等に当たる精神保健福祉士又はこれと同等程度の知識を有する者を地域移行推進員として相談支援事業者等に配置し、<u>対象者の入院・入所する精神科病院等の精神保健福祉士等と連携を図</u>

改 正 後	現 行
地域移行推進員は、対象者の入院・入所する病院・施設等の精神保健福祉士等と連携を図るとともに、必要に応じ当事者による支援（ピアサポート）等を活用しつつ、退院・退所及び地域定着に向けて主に次の支援を行う。なお、個別支援計画については、地域体制整備コーディネーターの助言・指導を受けながら策定し、及び支援するものとする。 また、入院・入所中から一定期間関与することとし、退院・退所後の支援期間は原則６か月を上限とする。 (ア) 利用対象者に対する退院・退所に向けた相談・助言 (イ) 主治医との調整に基づいた医療・福祉にまたがる個別支援計画の作成 (ウ) 個別支援計画に基づく院外活動（福祉サービス体験利用、保健所グループワーク参加等）に係る同行支援等 (エ) 対象者、家族に対する地域生活移行に関する情報提供及び相談・助言 (オ) 地域体制整備コーディネーターと連携した、退院後の生活に係る関係機関との連絡・調整 等 エ 個別支援会議の開催 地域移行推進員は、協議会において選定された地域移行支援の対象者について、必要に応じ適宜支援内容の検討や地域移行個別支援計画の見直しを行うため、地域体制整備コーディネーター及び支援関係者等の参画を求め、個別支援会議を開催するものとする。 オ ピアサポートの活用 都道府県等は、精神障害者の視点を重視した支援を充実する観点や、精神障害者が自らの疾患や病状について正しく理解することを促す観点から、地域移行推進員による対象者の退院に向けた相談・助言、個別支援計画に基づく院外活動に係る同行支援等について、ピアサポートが積極的に活用されるよう努めるものとする。 なお、ピアサポートの活用にあたっては、ピアサポート従事者に対して、活動内容、報酬、活動時間等の条件を明確にし、契約書等を取り交わすとともに、地域体制整備コーディネーターが助言・指導を行い、支援関係者と連携を図り実施するものとする。 カ 精神科地域共生型拠点病院について 都道府県等は、地域移行を推進するため、管内の精神科病院で、以下に掲げる基準をすべて満たしている精神科病院を精神科地域共生型拠点病院として公表することができる。	るとともに必要に応じ当事者による支援（ピアサポート）等を活用しつつ、退院・退所及び地域定着に向けて主に次の支援を行う。なお、個別支援計画については、地域体制整備コーディネーターの助言・指導を受けながら策定及び支援を実施するものとする。 なお、入院・入所中から一定期間関与することとし、退院・退所後の支援期間は原則６か月を上限とする。 (ア) 利用対象者に対する退院・退所に向けた相談・助言 (イ) 主治医との調整に基づいた医療・福祉にまたがる個別支援計画の作成 (ウ) 個別支援計画に基づく院外活動（福祉サービス体験利用、保健所グループワーク参加等）に係る同行支援等 (エ) 対象者、家族に対する地域生活移行に関する情報提供及び相談・助言 (オ) 地域体制整備コーディネーターと連携した、退院後の生活に係る関係機関との連絡・調整 等 (４) 個別支援会議の開催 協議会において選定された対象者について必要に応じ適宜支援内容の検討や地域移行個別支援計画の見直しを行うための個別支援会議を当該対象者を担当する地域移行推進員が中心となって必要に応じ地域体制整備コーディネーター及び支援関係者を集め、開催するものとする。

改 正 後	現 行
(ア) 地域移行を推進する専門部署又は担当者が配置され、地域の障害福祉サービス事業者等と十分に連携を図るなど、地域移行支援について積極的な取り組みを実施していること。 (イ) 精神科救急医療体制整備事業に参画していること。 (ウ) 本事業に協力している実績があること。 (エ) 平均在院日数、長期入院患者率、在宅復帰率等を含め、病院の機能や診療実績に関する情報をホームページ等で具体的に公開していること。 (オ) 公開講座の開催等、地域住民に対する普及啓発を実施していること。 (カ) 自院の退院又は通院患者以外の者に対する訪問看護の実績があること。(併設の診療所、訪問看護ステーションとの連携により行うものを含む。) (キ) テイケアの利用者に対して、必要に応じ障害福祉サービス事業者等と連携した支援を行う体制があること。 キ その他の事業 円滑な地域移行を行うために一時的な入居先を確保すること等、地域移行支援のため特に必要と認められる事業。なお、事業の実施に当たっては、個別に当部精神・障害保健課に協議すること。また、都道府県等の実情に応じ、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条及び第89条に規定する障害福祉計画の総合的な推進のために必要な場合には、本事業の一環として、精神障害者以外の障害者であって入所中の者の地域移行のための事業を行うことができる。 (2) 地域定着支援事業 ア 地域定着支援を行う多職種支援チームの配置 都道府県等は、受療中断者や自らの意思では受診できない等により、日常生活上の危機が生じている者等に対し、地域生活の継続が可能となるよう、一定期間医療及び福祉の包括的な支援を行うため、保健所、精神保健福祉センター等に医師、看護師、精神保健福祉士、相談支援事業者等の職種によって構成される多職種支援チームを配置する。 多職種支援チームは、必要に応じ、訪問診療・支援を行う医療機関や訪問看護ステーションと連携し、主に以下の様な支援を行うものとする。 なお、支援の実施にあたっては、別途配布する「地域定着支援の手引き」を参考とするものとする。 (ア) 保健所又は精神保健福祉センターとの協議に基づく支援対象者の選定及びアセスメント	(5) その他の事業 地域移行支援のため特に必要と認められる事業。実施に当たっては、個別に厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課に協議すること。なお、都道府県の実情に応じ、障害福祉計画の総合的な推進のために必要な場合には、本事業の一環として、精神障害者以外の障害者であって入所中の者の地域移行のための事業を行うことができる。

改正後	現 行
<u>(イ) 支援対象者に関する支援計画の作成及び支援目標の設定</u> <u>(ウ) 医師の往診を含む訪問等による生活支援・服薬管理の支援</u> <u>(エ) 支援対象者の近隣等、支援対象者が所属する地域社会との良好な関係作り</u> <u>(オ) 退院、退所後、地域生活を継続している者及びその家族等に対する夜間休日の相談支援 等</u> <u>イ 精神障害者の参加による地域住民との交流事業の実施</u> <u>都道府県等は、精神障害に関する周囲の正しい理解や行動を促し、精神障害に関する更なる普及啓発を図るため、地域において精神障害者と住民等が直接交流する機会の充実を図るものとする。</u> <u>なお、交流事業については、協議会等と連携して企画、実施するものとする。</u> <u>ウ その他の事業</u> <u>精神保健福祉センター、保健所、訪問看護ステーション等と連携して、地域定着支援体制を整備するための協議会の運営、精神上の不調・疾病を抱えた若年者に対し、より早い段階で適切な支援を提供し、必要に応じ精神科医療機関への紹介や治療導入へ導入できるような包括的支援のための事業等、地域定着支援のため特に必要と認められる事業。</u> 5. 留意事項 (1) 関係機関への周知 都道府県等は、<u>圏域内の市町村、精神科病院及び福祉サービス事業者等の関係機関に対して本事業を広く周知するとともに、対象者の決定、協力施設の拡充及び支援体制の充実等事業の円滑な実施を図ること。</u> (2) 関係機関との連携 都道府県等は、<u>対象者の円滑な地域移行を図る観点から、保健所、精神保健福祉センター、相談支援事業者、その他福祉サービス提供者、保健医療サービス事業者等と連携を図ること。また、地域体制整備コーディネーターは、4 (1) イで示す事業のほか、医療観察法に基づく指定入院医療機関に入院中の対象者について、社会復帰調整官が行う退院に向けた生活環境の調整に必要な協力を行うこと。</u> (3) 精神保健福祉センター及び保健所の役割 精神保健福祉センター及び保健所は、<u>地域移行支援を実施する地域</u>	5. 留意事項 (1) 関係機関への周知 都道府県は圏域内の市町村、精神科病院及び福祉サービス事業者等の関係機関に対して広く周知し、<u>本事業の実施に係る対象者の申請、協力施設の拡充及び支援体制の充実等事業の円滑な実施を図ること。</u> (2) 関係機関との連携 都道府県は対象者の円滑な地域移行を図る観点から、<u>相談支援事業者、その他福祉サービス提供者、保健医療サービス事業者等と連携を図ること。また、4 (2) のほか、地域体制整備コーディネーターは、医療観察法に基づく指定入院医療機関に入院中の対象者について、社会復帰調整官が行う退院に向けた生活環境の調整に必要な協力を行うこと。</u> (3) 精神保健福祉センター及び保健所の役割 精神保健福祉センター及び保健所は、<u>地域体制整備コーディネータ</u>

改正後	現 行
体制整備コーディネーター及び地域移行推進員に対して、地域の社会資源等の地域移行のために必要となる情報や医療機関との連携に必要なノウハウ等を提供するとともに、医療機関への働きかけを行う際などにおいて必要な協力を行うこと。 また、地域定着支援の実施にあたっては、本事業の中核的な役割を担う等、積極的な協力を行うこと。 6. 報告 地域体制整備コーディネーターは、その活動について、別紙様式1により日報に記録し、さらに別紙様式2にて月単位で都道府県等に報告することとする。また、都道府県等は、地域体制整備コーディネーターからの報告内容に基づき活動状況を把握するとともに、集計のうえ、翌年度4月末までに、<u>当部精神・障害保健課</u>あてに報告すること。 7. 国の助成 国は、都道府県等がこの実施要綱に基づき実施する経費については、厚生労働大臣が別に定める「精神保健費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づき、毎年度予算の範囲内で国庫補助を行うことができるものとする。 別紙様式 （略）	一及び地域移行推進員に対して、地域の社会資源等の地域移行のために必要となる情報や医療機関との連携に必要なノウハウ等を提供するとともに、医療機関への働きかけを行う際などにおいて必要な協力を行うこと。 6. 報告 地域体制整備コーディネーターは、その活動について、別紙様式1により日報に記録し、さらに別紙様式2にて月単位で都道府県に報告することとする。また、都道府県は、地域体制整備コーディネーターからの報告内容に基づき活動状況を把握するとともに、集計のうえ、翌年度4月末までに、<u>当課</u>あてに報告すること。 7. 国の助成 国は、都道府県がこの実施要綱に基づき実施する経費については、厚生労働大臣が別に定める「精神保健費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づき、毎年度予算の範囲内で国庫補助を行うことができるものとする。 別紙様式 （略）

精神障害者地域移行・地域定着支援事業実施要綱

1 目的

精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。

なお、都道府県は、中核市で事業を実施した方が適切に事業実施できる場合については、中核市に事業の一部を委託することができるものとする。ただし、平成 22 年度に限り、指定都市に事業の一部を委託することもできることとする。

また、都道府県等は、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。

3 圏域

都道府県等は、本事業を行うにあたり、二次医療圏域などを踏まえ、適切な圏域を設定することとする。

4 事業内容等

(1) 地域移行支援事業

ア 協議会の設置

都道府県等（委託して実施する場合は当該委託先の実施主体を含む。以下同じ。）は、地域移行支援に関する以下に掲げる業務を行うため、都道府県、市町村、精神科病院の医師、福祉サービス事業者、ピアサポーター等で構成する協議会（既存の協議会を活用することも妨げない。）を設置するものとする。

なお、協議会を運営するに当たっては、都道府県自立支援協議会や地域自立支援協議会との連携を図ることとする。

（ア）客観的な視点に立った対象者の決定（対象者本人の同意に基づき病院・施設等と退院・退所について合意を得るなど十分に調整を図った上で行うこと。）

（イ）体制整備のための調整

（ウ）困難事例の解決に向けた調整

- (エ) 事業の評価（地域における支援体制等に関する課題が明らかになった場合には、地域自立支援協議会に報告するなど、課題解消に向けた方策を検討するよう努めること。）
- (オ) 地域移行支援の推進のために必要な研修の企画及び実施（精神障害者に対する支援を実施したことのない障害福祉サービス事業者、介護サービス事業者（ホームヘルプ等）に対して地域移行支援に必要なノウハウや知識を提供する研修、ピアサポーターの育成に関する研修等）
- (カ) その他地域移行支援の実施に当たって必要な事項

イ 地域体制整備コーディネーターの配置

都道府県等は、精神保健福祉士又はこれと同等程度の知識を有する者のうち、精神障害者の地域生活への移行に必要な体制整備の総合調整の能力を有する者を地域体制整備コーディネーターとして、各圏域の相談支援事業者等に1名以上配置するものとする。

地域体制整備コーディネーターは、主に以下のような業務を行う。

- (ア) 圏域の市町村、病院及び福祉サービス事業者等の関係機関に対する周知等、本事業の円滑な実施のための体制整備に向けた調整
- (イ) 病院・施設等の関係機関に対する本事業への参加等必要な協力の要請及び地域の資源に係る情報提供、資源開発等に関する病院・施設等からの要請への対応
- (ウ) 下記ウの地域移行推進員（以下同じ。）と連携した各圏域市町村における必要な事業、資源（インフォーマルなものを含む。）の点検・開発に関する助言、指導
- (エ) 地域移行推進員が作成する個別支援計画（以下「個別支援計画」という。）への必要な助言・指導
- (オ) 個別支援計画に基づき地域移行推進員が実施する支援に対する必要な助言・指導
- (カ) 複数圏域にまたがる課題の解決に関する助言
- (キ) 関係者と協働した研修、シンポジウム等の企画、調整など地域移行に向けた普及啓発の推進 等

ウ 地域移行推進員の配置

都道府県等は、精神保健福祉士又はこれと同等程度の知識を有する者を、地域移行支援対象者の個別支援等に当たる地域移行推進員として、各圏域の相談支援事業者等に配置するものとする。

地域移行推進員は、対象者の入院・入所する病院・施設等の精神保健福祉士等と連携を図るとともに、必要に応じ当事者による支援（ピアサポート）等を活用しつつ、退院・退所及び地域定着に向けて主に次の支援を行う。なお、個別支援計画については、地域体制整備コーディネーターの助言・指導を受けながら策定し、及び支援するものとする。

また、入院・入所中から一定期間関与することとし、退院・退所後の支援期間は原則6か月を上限とする。

（ア）利用対象者に対する退院・退所に向けた相談・助言

（イ）主治医との調整に基づいた医療・福祉にまたがる個別支援計画の作成

（ウ）個別支援計画に基づく院外活動（福祉サービス体験利用、保健所グループワーク参加等）に係る同行支援等

（エ）対象者、家族に対する地域生活移行に関する情報提供及び相談・助言

（オ）地域体制整備コーディネーターと連携した、退院後の生活に係る関係機関との連絡・調整 等

エ 個別支援会議の開催

地域移行推進員は、協議会において選定された地域移行支援の対象者について、必要に応じ適宜支援内容の検討や地域移行個別支援計画の見直しを行うため、地域体制整備コーディネーター及び支援関係者等の参画を求め、個別支援会議を開催するものとする。

オ ピアサポートの活用

都道府県等は、精神障害者の視点を重視した支援を充実する観点や、精神障害者が自らの疾患や病状について正しく理解することを促す観点から、地域移行推進員による対象者の退院に向けた相談・助言、個別支援計画に基づく院外活動に係る同行支援等について、ピアサポートが積極的に活用されるよう努めるものとする。

なお、ピアサポートの活用にあたっては、ピアサポート従事者に対して、活動内容、報酬、活動時間等の条件を明確にし、契約書等を取り交わすとともに、地域体制整備コーディネーターが助言・指導を行い、支援関係者と連携を図り実施するものとする。

カ 精神科地域共生型拠点病院について

都道府県等は、地域移行を推進するため、管内の精神科病院で、以下に掲げる基準をすべて満たしている精神科病院を精神科地域共生型拠点病院として公表することができる。

- (ア) 地域移行を推進する専門部署又は担当者が配置され、地域の障害福祉サービス事業者等と十分に連携を図るなど、地域移行支援について積極的な取組みを実施していること。
- (イ) 精神科救急医療体制整備事業に参画していること。
- (ウ) 本事業に協力している実績があること。
- (エ) 平均在院日数、長期入院患者率、在宅復帰率等を含め、病院の機能や診療実績に関する情報をホームページ等で具体的に公開していること。
- (オ) 公開講座の開催等、地域住民に対する普及啓発を実施していること。
- (カ) 自院の退院又は通院患者以外の者に対する訪問看護の実績があること。（併設の診療所、訪問看護ステーションとの連携により行うものを含む。）
- (キ) デイケアの利用者に対して、必要に応じ障害福祉サービス事業者等と連携した支援を行う体制があること。

キ その他の事業

円滑な地域移行を行うために一時的な入居先を確保すること等、地域移行支援のため特に必要と認められる事業。なお、事業の実施に当たっては、個別に当部精神・障害保健課に協議すること。また、都道府県等の実情に応じ、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条及び第89条に規定する障害福祉計画の総合的な推進のために必要な場合には、本事業の一環として、精神障害者以外の障害者であって入所中の者の地域移行のための事業を行うことができる。

(2) 地域定着支援事業

ア 地域定着支援を行う多職種支援チームの配置

都道府県等は、受療中断者や自らの意思では受診できない等により、日常生活上の危機が生じている者等に対し、地域生活の継続が可能となるよう、一定期間医療及び福祉の包括的な支援を行うため、保健所、精神保健福祉センター等に医師、看護師、精神保健福祉士、相談支援事業者等の職種によって構成される多職種支援チームを配置する。

多職種支援チームは、必要に応じ、訪問診療・支援を行う医療機関や訪問看護ステーションと連携し、主に以下の様な支援を行うものとする。

なお、支援の実施にあたっては、別途配布する「地域定着支援の手引き」を参考とするものとする。

- (ア) 保健所又は精神保健福祉センターとの協議に基づく支援対象者の選定及びアセスメント

- (イ) 支援対象者に関する支援計画の作成及び支援目標の設定
- (ウ) 医師の往診を含む訪問等による生活支援・服薬管理の支援
- (エ) 支援対象者の近隣等、支援対象者が所属する地域社会との良好な関係作り
- (オ) 退院、退所後、地域生活を継続している者及びその家族等に対する夜間休日の相談支援 等

イ 精神障害者の参加による地域住民との交流事業の実施

都道府県等は、精神障害に関する周囲の正しい理解や行動を促し、精神障害に関する更なる普及啓発を図るため、地域において精神障害者と住民等が直接交流する機会の充実を図るものとする。

なお、交流事業については、協議会等と連携して企画、実施するものとする。

ウ その他の事業

精神保健福祉センター、保健所、訪問看護ステーション等と連携して、地域定着支援体制を整備するための協議会の運営、精神上の不調・疾病を抱えた若年者に対し、より早い段階で適切な支援を提供し、必要に応じ精神科医療機関への紹介や治療導入へ導入できるような包括的支援のための事業等、地域定着支援のため特に必要と認められる事業。

5 留意事項

(1) 関係機関への周知

都道府県等は、圏域内の市町村、精神科病院及び福祉サービス事業者等の関係機関に対して本事業を広く周知するとともに、対象者の決定、協力施設の拡充及び支援体制の充実等事業の円滑な実施を図ること。

(2) 関係機関との連携

都道府県等は、対象者の円滑な地域移行を図る観点から、保健所、精神保健福祉センター、相談支援事業者、その他福祉サービス提供者、保健医療サービス事業者等と連携を図ること。また、地域体制整備コーディネーターは、4（1）イで示す事業のほか、医療観察法に基づく指定入院医療機関に入院中の対象者について、社会復帰調整官が行う退院に向けた生活環境の調整に必要な協力を行うこと。

(3) 精神保健福祉センター及び保健所の役割

精神保健福祉センター及び保健所は、地域移行支援を実施する地域体制整備コーディネ

ネーター及び地域移行推進員に対して、地域の社会資源等の地域移行のために必要となる情報や医療機関との連携に必要なノウハウ等を提供するとともに、医療機関への働きかけを行う際などにおいて必要な協力を行うこと。

また、地域定着支援の実施にあたっては、本事業の中核的な役割を担う等、積極的な協力を行うこと。

6 報告

地域体制整備コーディネーターは、その活動について、別紙様式1により日報に記録し、さらに別紙様式2にて月単位で都道府県等に報告することとする。また、都道府県等は、地域体制整備コーディネーターからの報告内容に基づき活動状況を把握するとともに、集計のうえ、翌年度4月末までに、当部精神・障害保健課あてに報告すること。

7 国の助成

国は、都道府県等がこの実施要綱に基づき実施する経費については、厚生労働大臣が別に定める「精神保健費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づき、毎年度予算の範囲内で国庫補助を行うことができるものとする。

2010 年 1 月

[illegible]

(別紙様式1)

精神障害者地域移行支援特別対策事業 地域体制整備コーディネーター 活動実績記録様式【月報】

■ 基本情報

都道府県名	
報告年月	2010年1月
氏名	
所属機関名	
所属機関種別	
所属機関での勤務形態	
地域移行推進員との業務状況	
保有資格 ※該当するものを全て選択	☐ 精神保健福祉士 ☐ 社会福祉士 ☐ 保健師 ☐ 看護師・准看護師 ☐ 作業療法士 ☐ 臨床心理士 ☐ 社会福祉士主任任用資格 ☐ 障害者相談支援専門員 ☐ 上記にない
担当圏域コード ※都道府県から指定された数字を入力	
担当圏域名	

I 活動実績

勤務日数	31 日
勤務時間	0:00 時間
コーディネーターとしての活動時間	0:00 時間
コーディネーターとして対応した回数(退院前ケース)	来所 0 回 訪問・外出(医療機関・利用施設・自宅・役所等) 0 回 電話 0 回 FAX・メール・手紙 0 回 個別支援会議 0 回
コーディネーターとして対応した回数(退院後ケース)	来所 0 回 訪問・外出(医療機関・利用施設・自宅・役所等) 0 回 電話 0 回 FAX・メール・手紙 0 回 個別支援会議 0 回
協議会等の出席回数	協議会出席(事務局会議を含む) 0 回 都道府県自立支援協議会出席(部会、事務局会議も含む) 0 回 地域自立支援協議会出席(部会、事務局会議も含む) 0 回 研修会・事例検討会・勉強会出席(講師としての参加も含む) 0 回
コーディネーターとしての活動日数	精神科病院・関連施設等(福祉ホームB型等)との調整 0 日 地域生活の関連機関(通所施設・グループホーム等)との調整 0 日 地域移行推進員への助言・指導 0 日 行政機関(自立支援協議会含む)との調整 0 日 研修、シンポジウム等の企画、調整 0 日 その他 0 日 合計 0 日

コーディネーターとして活動したその他の活動内容 ※「その他」の活動があった場合には、詳細を具体的に記入

コーディネーターとして対応した個別ケース数(本事業の対象ケースに限る)、助言・指導した地域移行推進員人数

コーディネーターとして対応した個別ケース	退院前ケース	ケース
	退院後ケース	ケース
コーディネーターとして助言・指導した地域移行推進員人数		人

連携機関数 ※今月コーディネーターとして何らかの連絡を取った機関数を記入

都道府県行政(協議会、都道府県自立支援協議会を含む)	都道府県
市町村行政(協議会、都道府県自立支援協議会を含む。広域連合を含む)	市町村
医療機関	ヶ所
障害者自立支援法の相談支援事業所(委託・指定を問わず)	ヶ所
その他障害者保健福祉サービスの施設・事業所	ヶ所

今月コーディネーターとして活動した地域移行支援に関する成果

今月コーディネーターとして活動して明らかになった地域移行支援に関する課題等